



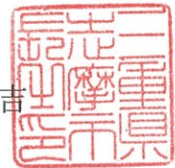
志摩市告示第 109 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険年金課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 8 月 12 日

志摩市長 橋爪 政吉



1 送達すべき書類

令和 8 年度 後期高齢者医療保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

整理番号	納付義務者の住所	納付義務者
1	志摩市阿児町鵜方 1 2 0 4 番地 1 2	織田 早興

注) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。